

## 第2章 教育課程にかかる法体系

この章は教育課程法制、教育課程管理法制について学ぶ講座です。

### 2 事例で学ぶ教育課程法制（1）

#### 事例1

A中学校の3年部が、修学旅行の事前指導を目的として「道徳科」の時間に学年集会を開きたいと申し出てきました。

同じ理由で先週の総合的な学習の時間も使われたようです。

また、昨年から保健体育の授業でも保健を実施した形跡がありません。

事前指導の時間がとれない実情が分かるだけに教務主任の吉田先生は、このような実態をととても憂慮しました。

吉田先生は教務主任の立場で3年部に申し出ましたが、ここから先生と3年部の激しいバトルが始まってしまいました。

**吉田先生** 道徳科や総合的な学習の時間は教育課程どおりに実施してもらわなくては困るのですけれど…

**3年部** 修学旅行に連れていくのに、いつ事前指導をやればいいんだ。旅行中に何か起きたら責任とってくれるのか。

**吉田先生** ……

**3年部** だいたい、教育課程は各学校が編成し実施するんだらう。修学旅行の事前指導を道徳でやって何が悪いんだい？

教務主任の吉田先生だって3年部の先生方が言われることはよく分かります。それで、吉田先生は3年部が主張する「各学校においては」を考えるために指導要領総則を読み直してみました。

確かに「各学校においては」で始まっています。しかしながら、よく読むと三つの条件が示されていることが分かりました。

まず、法令に従う義務。この章以下というのですから指導要領も含みます。二つは生徒（児童）の心身の発達の段階や特性。三つは学校や地域の実態考慮です。

#### 第1章 総則

##### 第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、児童の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

吉田先生は、生徒の実態を考慮すると事前指導はどうしても必要だと思いました。いや事前指導なしで修学旅行に行くことは無謀で危険なことだと思いました。ならば、事前指導の時間をどのように生み出したらいいでしょう。悩みは深くなるばかりです。

#### 設問1

事例1は法令的に問題になるのでしょうか。事例1にはつぎのような問題が含まれています。

①学習指導要領とは何か。

法令的な位置付けはあるのか。

②道徳科や総合的な学習の時間は他の時間に流用が可能か。

③教科指導の内容は教科担任に任せられていると理解してよいか。保健体育科「保健」は、教科ではないのだから、学級担任や教科担任の判断で実施しなくてもよいのかということ。

#### ① 学習指導要領に法令的な位置づけはあるか

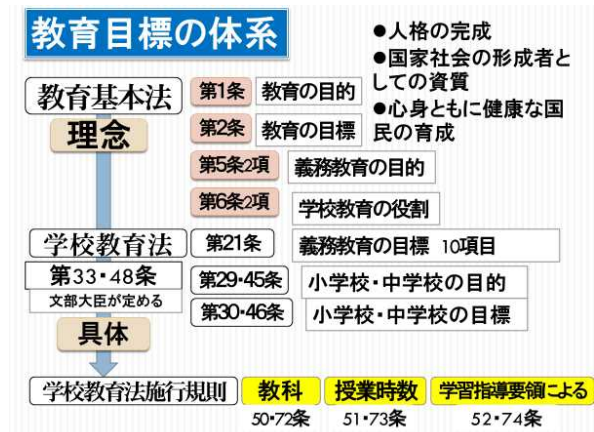
この問題を考えるために教育目標の体系を整理しておきましょう。

・人格の完成、・国家社会の形成者としての資質の育成、・心身ともに健康な国民の育成というような基本法で述べられた教育の目的（第1条）、教育の目標（第2条）、義務教

## 第2章 教育課程にかかる法体系

この章は教育課程法制、教育課程管理法制について学ぶ講座です。

育の目的（第5条2項）、学校教育の役割(第6条2)を受けて、学校教育法第21条では義務教育の目標が10項目に亘って掲げられています。この目標には教科はありません。ついで小学校の目的、目標が学教法29条、30条に、中学校が45条、46条に掲げられています。設問にかかる重要な条文は第33条、第48条



(中)です。第33条では「小学校の教育課程に関する事項は、第29条及び第30条の規定に従い、文部科学大臣が定める。」とあります。

30条については少し触れておきましょう。第1項で、21条に掲げてある10項目の目標に達成するように行われるものとする事、そして第2項で、「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、①基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、②これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、③主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。」とする、いわゆる学力三要素が明記されています。

その上で、文部科学大臣が定めるとされている具体が、学教法施行(しこう)規則(以下規則)第52条(中は74条)で、そこでは「…教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。」とされています。要するに学教法33条に基づいて文部科学省令である規則第52条で

「各学校の教育課程は学習指導要領を基準とする」とされているのです。

教育関係法規は上位法令の高い理念から下位法になるに従って具体化し、もっとも具体化したのが規則第52条ということになり、さらに、その学習指導要領で各学校が編成する教育課程の基準が示されているという関係になります。このことを理解しておけば事例1に包含されている②や③の解は容易です。

②道徳科や総合的な学習の時間は他の時間に流用が可能か。

規則50条(中は72条)で不可です。

③教科指導の内容は教科担任に任せられていると理解してよいか。

保健体育科の保健や国語科の書写は教科内容ですので、これも不履行は不可です。

吉田先生は、学習指導要領が教育関係法規の体系に位置付き、法的な性格を有していることはよく理解できました。学校はその指導



要領を基準として教育課程を編成し実施している、実施しなくてよい授業があるはずがありません。 ※参考

### 吉田先生の素朴な疑問

しかしながら、学校が、教育基本法、学校教育法、学校教育施行規則等の法令や各教科等の目標や指導内容、留意点まで定めた学習指導要領に従う義務があるなら学校が教育課程を編成する必要なんてないのではないかと、そう思うのでした。

## 第2章 教育課程にかかる法体系

この章は教育課程法制、教育課程管理法制について学ぶ講座です。

### 3 事例で学ぶ教育課程法制（2）

ここでは吉田先生の素朴な疑問をもとに考えてみましょう。学習指導要領に至る教育課程法制と各学校の独自性との関係です。

各学校は、学習指導要領を基準として教育課程を編成すること（規則 52 条・74 条）。

ということは、各学校が教育課程を編成するにあたって、指導要領は法令としての性格を有していますので、目的・目標も指導内容の組織も時数も、示されている基準に従う義務があるということです。吉田先生の疑問は、ここに出発点があります。

#### 事例 2

B 中学校では、昨年度の学力調査の結果が悪く、諸テストの結果を見ても漢字の読み書きや計算問題が極端に弱いという結果が出ていました。そこで、勝川校長は、総合的な学習の時間に代えて、新たに「基礎学習科」を創設して、ドリル学習中心の学力補充をしようと教育課程に工夫を加えたのですが、市教委は同中の教育課程にストップをかけてきました。

校長に指示されて市教委に自校の教育課程編成を提出する前の勝川校長と吉田先生とのやりとりです。

○吉田先生 校長先生。それはできないのではないのでしょうか。

○勝川校長 校長の私が指示を出しているのです。このひどい学力をこのままにしているのですか。

○吉田先生……。 (でもなあ。何か違うなあ。)

○勝川校長 指示通りに基礎学習科を入れた教育課程を編成し、市教委に報告しなさい。

○吉田先生 校長命令じゃ…

○他の先生方 その方が楽だし、受験対策にもなる。

そして数日後。勝川校長と吉田先生は教育長から呼び出されたのでした。

教育長は、教育課程編成は各学校がするものだが、と前置きして、少なくとも 2 点の誤りがあると指摘され、基礎学習科の創設を認めないと宣告したのでした。(問 2 点とは)

冷静な吉田先生は、この 2 点をそうだよなと思いつつも、市教委に学校が編成した教育課程を認めないという権限があるのかと疑問に思いました。

この事例には

①学校で、つまりは校長の判断で新たな教科を創設したり廃止したりできるのだろうか。

②東京品川区の「市民科」、静岡県沼津市の「言語科」や広島「ことば科」等、各地には学習指導要領にない教科が創設されているが、それが可能だとしたら、それには法的根拠があるのだろうか。

③総合的な学習の時間」に替えてドリル中心の「基礎学習科」の趣旨は教育基本法や学校教育法等のめざす教育目的・目標と合致しているか。

④教育課程の管理権、教育課程の編成権は、法規上学校にあるのか、地教委にあるのかを押さえて、学校が編成した教育課程に教育委員会がストップをかけられるのか、根拠を考える。

上記 5 つがポイントになります。

①は前回の復習のようなもの。校長権限に法規一教科規定（規則 50・72 条）、時数規定（同 51・73 条）、指導要領を基準とする（同 52・74 条）を超える権限は与えられていない。むしろ勝川校長が管理職登用試験に合格したのが不思議なくらいだ。

②品川区の「市民科」、沼津市の「言語科」広島「ことば科」など確かに地域創設の教科は存在しています。これは規則第 55 条の 2 に規定された学校または地域の特色を生かした例外的な教育課程で文部科学大臣の認可によるものです。

## 第2章 教育課程にかかる法体系

この章は教育課程法制、教育課程管理法制について学ぶ講座です。

### 特別な教育課程の編成もある



その他にも上記の3類の特別で例外的な教育課程が存在しています。いずれも文部科学大臣の認可によるもので、学校からは直接認可申請はできないことになっています。

③は学校教育の目的、目標も法令で定められていて、テスト対策で、ドリル中心の教科が認められるわけではありません。

### 学校教育の目的や目標も法令

③「総合的な学習の時間」に替えてドリル中心の「基礎学習科」の趣旨は教育基本法や学校教育法等のめざす教育目的・目標と合致しているか。

#### 教育基本法

第1条 (教育の目的)	教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。
第2条 (教育の目標) 後掲	
第5条第2項 (義務教育の目的)	義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、 <u>国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。</u>

基本法第1条の教育の目的、第2条の教育の目標、実はこの第2条第2項以下は道徳教育と密接な関係を有していますが、そのことは次回に述べていきたいと思えます。

## 4 教育課程の管理

ここでは、前項、事例2のポイント④にかかる教育委員会の権限について考えます。端的に申しあげれば吉田先生が感じたように「学校が編成した教育課程を市教委がストップをかける権限があるのか」ということです。

教育委員会の職務権限については地方教育行政の組織と運営に関する法律、通称「地教

行法」第21条に次のように述べられています。「教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。」とあって19項目が掲げられていますが、その五には「学校の組織編制、**教育課程**、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。」があります。教育課程の管理及び執行の権限は教育委員会にあるのです。

同じく33条には「教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、**教育課程**、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な**教育委員会規則**を定めるものとする。…(略)以下略」とありますから、教育委員会は規則をもって教育課程を管理しているのです。

沼津市の場合、同市管理規則第3章第5条に「学校の教育課程及び授業日時数は、学習指導要領及び別に定める基準により校長が編成する。」とありますから、校長は**指導要領及び別表を基準として、教育課程を編成し、授業日数を定め、教育委員会に届けなければならない**のです。

## 5 まとめ

以上、述べてきた教育課程にかかる法体系は以下に示すように二つの体系で、教育の機会均等(等、斉、均)が図られるようになっています。

